

議案第 69 号

さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 2 月 12 日提出

さいたま市長 相 川 宗 一

さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例

さいたま市介護保険条例（平成 13 年さいたま市条例第 186 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（保険料率等）</p> <p>第 3 条 <u>平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>21,443 円</u></p> <p>(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>26,685 円</u></p> <p>(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>30,974 円</u></p> <p>(4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>47,652 円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>52,417 円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が 125 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者</u></p>	<p>（保険料率等）</p> <p>第 3 条 <u>平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>20,639 円</u></p> <p>(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>26,372 円</u></p> <p>(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>29,812 円</u></p> <p>(4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>45,864 円</u></p> <p>(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>59,624 円</u></p>

をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第7号イ若しくは第8号イに該当する者を除く。

)

(6) 次のいずれかに該当する者 61,948円

ア 合計所得金額が125万円以上200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第8号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 73,861円

ア 合計所得金額が200万円以上350万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 76,243円

ア 合計所得金額が350万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(9) 前各号のいずれにも該当しない者 85,774円

2 [略]

(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 71,090円

(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 80,262円

2 令第39条第1項第5号イの市町村が定める額は200万円とし、同項第6号イの市町村が定める額は500万円とする。

3 [略]

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)

第2条 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までにおける保険料率は、この条例による改正後のさいたま市介護保険条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第1項の規定にかかわらず、4万504円とする。

第3条 平成21年度から平成23年度までにおける保険料率は、改正後の条例第3条第1項及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる改正後の条例第3条第1項に規定する第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 改正後の条例第3条第1項第1号に掲げる者 21,146円
- (2) 改正後の条例第3条第1項第2号に掲げる者 26,316円
- (3) 改正後の条例第3条第1項第3号に掲げる者 30,545円
- (4) 改正後の条例第3条第1項第4号に掲げる者 46,992円
- (5) 改正後の条例第3条第1項第5号に掲げる者 51,691円
- (6) 改正後の条例第3条第1項第6号に掲げる者 61,090円
- (7) 改正後の条例第3条第1項第7号に掲げる者 72,838円
- (8) 改正後の条例第3条第1項第8号に掲げる者 75,187円
- (9) 改正後の条例第3条第1項第9号に掲げる者 84,586円
- (10) 前条に規定する者 39,943円

(経過措置)

第4条 改正後の条例第3条第1項及び前2条の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。